

# 医療廃棄物の処理について

—— 医療関係機関等の皆様へ ——

適正に処理して、生活環境を守りましょう

2 0 2 5

江 東 区



KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

## 目 次

---

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| 1 章 | はじめに                       | 1 |
| 2 章 | なぜ排出事業者責任なのか               | 2 |
| 3 章 | 廃棄物の分類                     | 3 |
| 4 章 | 医療関係機関が江東区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合 | 5 |
| 5 章 | 在宅医療廃棄物の処理                 | 8 |
| 6 章 | お問い合わせ先                    | 9 |

### 〈略語〉

- \* 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）
- \* 令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年 9 月23日 政令第300号）
- \* 規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年 9 月23日 厚生省令第35号）

※「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）のことです。

## 1 章 はじめに～廃棄物の適正処理について～

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第三条第1項）。また、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものとされています（法第二条第3項、第5項）。従って、病院や診療所等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、許可を有する廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

ただし、一日に排出する廃棄物の量が平均50kg未満の医療関係機関等は、江東区へ事前に届け出をして処理を依頼することもできます（有料）。しかし、感染性廃棄物等、収集できないものもありますので、必ず5ページの「4章 医療関係機関が江東区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合」を参照してください。

医療系の廃棄物に関しては、大きな事件として、フィリピンに廃棄物を輸出した「ニッソー事件」や、青森・岩手県境の大規模不法投棄事件があります。これらの事件においては、医療機関も無関係とは言い切れなくなりました。

国（環境省）も度重なる法改正の中で「排出事業者責任」を強化してきており、悪質な医療機関が廃棄物処理法違反で刑事責任を問われるケースも想定されてきています。

令和4年6月に、国の策定する「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改正されました。本マニュアルは、法に基づいて感染性廃棄物を適正に処理するために必要な保管、収集運搬及び処分に関する手順を記述したものです。必ずご確認ください。

医療系の廃棄物を含む全ての産業廃棄物については、東京都の管轄になりますので、東京都環境局のホームページ等をご参考に、適正処理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**2023年度から電子申請が利用可能となりました。申請可能期間は申請年度（隔年）の4月1日から5月31日までとなります。**

**下記のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、簡単に申請ができます。**

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1632106917281>



## 2 章 なぜ排出事業者責任なのか

廃棄物（特に産業廃棄物）の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょう。

通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物は最後の処理まで注意義務を負うものであり、不法投棄などの不適正処理が起こったときには懲役や罰金といった厳しい罰が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第三条第1項）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」（法第十一条第1項）

これらは、「**排出者責任の原則**」と呼ばれています。

「廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。」

（出典：環境省「平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書」）

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えるので、その廃棄物を出した者が責任をもって処理しなければならない、という考え方です。事業所で発生した廃棄物は、その事業者がすべて処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ者に処理を委託することも含めて、自らが廃棄物処理に責任を負うということを意味しています。

また、産業廃棄物の発生から最終処分の終了まで、処理が適正に行われるよう必要なあらゆる措置を講じなければならないとされ、**注意義務を負う**ことが明らかにされています。この規定に違反し注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令がかかることもあります。

（法第十二条の二第5項、第7項）

「**汚染者負担の原則（Polluter Pays Principle）**」とは、公害防止のための費用負担のあり方についての考え方で、1972年にOECD環境指針原則勧告の中で示された原則です。その意味は、「社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も効率的な方策は、生産と消費の過程における環境利用のコストを市場価格に内部化すること」です。環境を守るための費用を、環境に負荷を与えるものが負うべきだ、ということです。

（出典：環境省「平成13年版環境白書」）

### 3 章 廃棄物の分類

「廃棄物」は、以下のように、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」は特に有害なものとして「特別管理廃棄物」に指定され、その分類により「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」とに分かれます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、いらなくなったもの）

— 産業廃棄物（事業活動に伴って生じたもののうち、20種類）（例：廃プラスチック類、金属くず等）

— 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）  
— <感染性産業廃棄物>（例：血液、注射針等）

— 一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

— 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた、産業廃棄物以外のもの）（例：紙くず、生ごみ等）

— 家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

— 特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）  
— <感染性一般廃棄物>（例：臓器、血液等の付着した脱脂綿・ガーゼ等）

#### (1) 医療廃棄物

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることになります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても法の対象外であり、以下の法律に従って販売元に相談して、処理してください。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」  
(昭和三十二年六月十日法律第百六十七号)

#### (2) 感染性廃棄物

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。(令一条第八項、令二条の四第4項)

よって、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありません。

※感染性廃棄物の判断基準や保管方法等の詳細に関しては環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」をご参照ください。

# 産業廃棄物の種類と例

| 区分            | 種 類                                                     | 具 体 例                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あらゆる事業活動に伴うもの | 1 燃え殻                                                   | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ                                                                            |
|               | 2 汚泥                                                    | 排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等                        |
|               | 3 廃油                                                    | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等                                                                 |
|               | 4 廃酸                                                    | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液                                                                      |
|               | 5 廃アルカリ                                                 | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液                                                                     |
|               | 6 廃プラスチック類                                              | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物                                                    |
|               | 7 ゴムくず                                                  | 生ゴム、天然ゴムくず                                                                                            |
|               | 8 金属くず                                                  | 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等                                                                               |
|               | 9 ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず                                | ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等             |
|               | 10 鉱さい                                                  | 鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等                                                                           |
|               | 11 がれき類                                                 | 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物                                                    |
|               | 12 ばいじん                                                 | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの                 |
| 特定の事業活動に伴うもの  | 13 紙くず                                                  | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず                        |
|               | 14 木くず                                                  | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 |
|               | 15 繊維くず                                                 | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず                                         |
|               | 16 動植物性残さ                                               | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物                                               |
|               | 17 動物系固形不要物                                             | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物                                                               |
|               | 18 動物のふん尿                                               | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿                                                                        |
|               | 19 動物の死体                                                | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体                                                                         |
| 20            | 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物） |                                                                                                       |

## 4 章 医療関係機関が江東区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合

冒頭の既述にあるように、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。したがって、医療関係機関等が、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物、及び、一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の収集・運搬・処分を江東区に依頼する場合は、事前に清掃事務所（江東区長宛）に届け出るとともに以下の基準を遵守してください。

なお、これ以外の場合は、東京都知事から許可を受けている「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者」又は区長から医療廃棄物取扱の許可を受けている「一般廃棄物収集運搬・処分業者」に委託することになります。

☆特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者については

→東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

処理業者については都のホームページで検索できます。（9ページ参照）

医療廃棄物を許可対象廃棄物としている一般廃棄物収集運搬・処分業者については

→清掃リサイクル課まで、お問い合わせください。（9ページ参照）

☆一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物とは・・・

事業者が自己処理すべきものとしている産業廃棄物のうち、①ガラスくず及び陶磁器くず ②金属くず ③廃プラスチック類等については一定の基準を設け、各特別区が一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物（あわせ産廃）として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

なお、全国的には法第十一条第2項の規定により市町村が処理する産業廃棄物をいいます。

### （1）対象医療関係機関

①常時勤務する従業員数が、20人以下の医療関係機関

若しくは

②排出日量が平均50kg未満の医療関係機関

ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。

### （2）江東区に収集・運搬・処分を依頼する場合の手続き等

医療廃棄物処理届出書(10ページ)により、事前に清掃事務所(江東区長宛)に届け出てください。

その後は隔年に一度、届け出てください。

### （3）江東区が収集・運搬・処分することができる廃棄物（届け出対象廃棄物を含む）

①感染性廃棄物を医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理したもの

（滅菌の方法によっては、さらに破碎する等により滅菌したことが明らかなもの）

（届け出対象）

②非感染性廃棄物（感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なものは除く）

③非医療廃棄物

④家庭廃棄物（住居と一緒の診療所等で、日常生活により排出される廃棄物。）

診療所から排出される廃棄物と分けて排出してください

（届け出の必要はありません）

\*なお、医療廃棄物処理届出書(10ページ)の「非医療廃棄物」欄に日量等についても記入してください。

- (4) 医療関係機関の届け出により区が収集・運搬・処分できる医療廃棄物としては、具体的には下記のようなものがあります。

- ①事業系一般廃棄物・・・ガーゼ、脱脂綿等、紙おむつ  
 ②産業廃棄物・・・金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類  
 ※ 感染性廃棄物については、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限ります。

(注) 事業系一般廃棄物のうち非医療廃棄物（病院などの待合室や事務室から生ずる雑誌や紙類）、家庭廃棄物（住居と一緒の診療所等で、日常生活により排出される廃棄物）は届け出の必要はありません。具体的な排出方法については、清掃事務所に備え付けの、「事業者の皆さんへ」（事業者向けリーフレット）を参照してください。

★なお、滅菌処理していない廃棄物や下記の廃棄物は、江東区では収集・運搬・処分しませんので、許可業者へ委託してください。

- ア 感染性廃棄物  
 イ 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの（医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品など）  
 ウ 液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等）  
 エ 臓器類

**感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出された場合は、法律違反となりますので、ご注意ください。**

- (5) 医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、①「識別シール」（ステッカー）と廃棄物の量に見合うだけの②「事業系有料ごみ処理券」を貼って、**排出場所として届け出た集積所**に出してください。

※識別シールは、江東区のホームページにあるPDFファイルを活用するか、「社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場」で販売しております。

①識別シール（2種類）

ア 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

イ 最初から非感染性の廃棄物

|       |
|-------|
| 滅菌処理済 |
| 医療機関名 |
| 管理責任者 |
| 排出年月日 |

緑 色

|         |
|---------|
| 非感染性廃棄物 |
| 医療機関名   |
| 管理責任者   |
| 排出年月日   |

青 色

②事業系有料ごみ処理券（有料シール容量別料金表）

| 容量            | 70 <sup>リットル</sup> | 45 <sup>リットル</sup> | 20 <sup>リットル</sup> | 10 <sup>リットル</sup> |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 金額<br>(1枚あたり) | 609 円              | 391 円              | 174 円              | 87 円               |
| 販売<br>単位      | 3,045 円<br>(5 枚組)  | 3,910 円<br>(10枚組)  | 1,740 円<br>(10枚組)  | 870 円<br>(10枚組)    |

※令和5年10月1日改定

(6) 滅菌等の処理確認

診療所等には法令に基づき、滅菌処理器材若しくは、滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

(7) 届け出内容に違反する行為を行った医療機関に対しては、収集・運搬・処分をお断りする場合もありますのでご注意下さい。

(8) 医療関係機関から発生する一般廃棄物を区長の指定する処理施設に持ち込む場合は、事前に医療廃棄物排出状況申告書（11ページ参照）を、清掃事務所（江東区長宛）に提出してください。ただし、感染性廃棄物は持ち込めませんのでご注意ください。

(9) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない医療関係機関
- ② 施設内で発生する廃棄物の処理を、江東区に処理依頼できる医療関係機関以外の医療関係機関

2023年度から電子申請が利用可能となりました。申請可能期間は申請年度（隔年）の4月1日から5月31日までとなります。

下記のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、簡単に申請ができます。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1632106917281>



## 5 章 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）は、旧厚生省通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。しかし、その中には血液の付着したものや鋭利なものなども含まれるため、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集作業員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力願います。

- 1 医師などが在宅医療において使用した注射針等鋭利な物や感染性のある物は、医師などが医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- 2 在宅患者が自宅で使用した注射針は「使用済み注射針回収薬局」の看板のある薬局で、注射針を購入する際に回収容器を受け取り、回収薬局へ容器ごとお持ちください。患者及びその家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導等については、医療関係者皆様のご協力をお願いいたします。  
なお、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には、下記のようなものがあります。

### ＜具体例＞

| 廃棄物の分類  | 具体例                                                 | 排出の際の留意点                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 燃やすごみ   | ガーゼ、脱脂綿類、チューブ、カテーテル類、点滴バッグ・栄養剤バッグ、栄養剤注入器、自己注射カートリッジ | 外から見えないよう新聞紙等に包んで、さらにポリ袋に入れて排出してください。                                  |
|         | 紙おむつ                                                | 汚物を取り除いて、排出してください。                                                     |
|         | ストマー装具                                              | 汚物を取り除き、外から見えないよう新聞紙等で包んで、さらにポリ袋に入れて排出してください。                          |
|         | CAPDバッグ及び付属のチューブ類、プラスチック製注射筒                        | 中身の残置物を適正に処理し、空にしてから排出してください。                                          |
| 燃やさないごみ | 空き瓶、ガラス製注射筒                                         | 中身の残置物を適正に処理し、空にしてから排出してください。                                          |
| 資源（雑がみ） | 薬の外箱、包装材                                            | 折りたたんでひもでしばるか、紙袋に入れてください。<br>※においがついていたたり、汚れがついた場合には、燃やすごみとして排出してください。 |

### \* 家庭から排出する場合の留意点

- ・CAPDバッグ等については、中の残置物を適正に処理し、空にして排出してください。  
※残置物の処理については、かかりつけの医者や処方を受けた薬局などに相談してください。
- ・脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・紙おむつ、ストマー装具については汚物を取り除き、臭気もれないよう排出してください。

## 6 章 お問い合わせ先

医療関係機関の皆様は、できるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図り、廃棄物の適正な処理に努めるよう、心がけてください。

「江東区に医療廃棄物処理を依頼する場合」及び「在宅医療廃棄物の処理」については江東区清掃事務所までお問い合わせください。

### 江 東 区

清掃事務所

〒135-0052 江東区潮見 1-29-7

Tel：03-3644-6216 Fax：03-3699-9520

清掃リサイクル課（一般廃棄物収集運搬・処分業について）

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

Tel：03-3647-9181

産業廃棄物全般のお問い合わせ先

### 東京都環境局窓口

(23区)

資源循環推進部産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

都庁第二庁舎19階 北側

指 導 担 当 Tel：03-5388-3586

審 査 担 当 Tel：03-5388-3587

規制監視担当 Tel：03-5388-3589

不法投棄対策担当 Tel：03-5388-3446

○医療廃棄物全般について

指導担当

○処理施設、処理業者の許可について

審査担当

○特別管理産業廃棄物管理責任者の届出

規制監視担当

○措置内容等報告書

規制監視担当

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書について 規制監視担当、指導担当

### 公益財団法人 東京都環境公社

〒130-0022 墨田区江東橋 4-26-5

Tel：03-5296-7754（直通）

○医療廃棄物追跡管理システムについて

### 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場

識別シールの販売元

〒143-0015 大田区大森西 2-22-26

Tel：03-3762-7611

### 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

Tel：03-3581-3351（大代表）

○法令・告示・通達の検索

○「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

注意：産業廃棄物処理に係る個別の事例判断は、東京都で行っています。

## 医療廃棄物処理届出書

年      月      日

江 東 区 長 殿

医療機関名

ふりがな  
届出者

印

所在地

電話 ( )

一般廃棄物および一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり届出ます。  
該当する項目に☒をしてください。

|                                |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----|--|
| 管理責任者                          | 職      □院長      □その他（ <div></div> ） <div>ふりがな氏名</div>                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |
| 業　　務                           | <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所（ <input type="checkbox"/> 一般・ <input type="checkbox"/> 歯科） <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 動物診療施設 |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |
| 規　　　模                          | 従業員数                  名                  病床数                  床                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |
| 江<br>東<br>区<br><br>に<br>依<br>頼 | 申請する廃棄物の種類及び日量                                                                                                                                                                                                     | 種　　　類                                                                                                                                                                                            | 非感染性廃棄物 | 非医療廃棄物  | 計  |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 燃 や す ご み                                                                                                                                                                                        | kg      | kg      | kg |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 燃やさないごみ                                                                                                                                                                                          | kg      | kg      | kg |  |
|                                | 感染性廃棄物を減菌等処理する方法                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 溶融                                                                                                                                          |         |         |    |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 以下の方法で処理をする場合は、さらに破砕等により滅菌したことを明らかにします。<br><input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 乾熱滅菌 <input type="checkbox"/> 煮沸<br><input type="checkbox"/> その他感染性病原体に有効な方法（ <div></div> ） |         |         |    |  |
|                                | 保　管　場　所                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                                                                                                            |         |         |    |  |
|                                | 排　出　場　所                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 専用の保管場所 <input type="checkbox"/> 近所の集積所 <input type="checkbox"/> その他（ <div></div> ）                                                                                     |         |         |    |  |
| 遵　守　事　項                        | ①区の処理計画に従って廃棄物を排出します。<br>②感染性廃棄物（業者委託分）と非感染性廃棄物は区分して排出します。                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |
| 業<br>者<br>委<br>託<br>先          | 業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量                                                                                                                                                                                             | 種　　　類                                                                                                                                                                                            | 感染性廃棄物  | 非感染性廃棄物 | 計  |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 一　般　廃　棄　物                                                                                                                                                                                        | kg      | kg      | kg |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 産　業　廃　棄　物                                                                                                                                                                                        | kg      | kg      | kg |  |
|                                | 収集運搬の委託先                                                                                                                                                                                                           | 業　　者　　名                                                                                                                                                                                          |         |         |    |  |
|                                |                                                                                                                                                                                                                    | 許　可　番　号                                                                                                                                                                                          | 号       |         |    |  |
|                                | 処　分　の　委　託　先                                                                                                                                                                                                        | 業　　者　　名                                                                                                                                                                                          |         |         |    |  |
| 許　可　番　号                        |                                                                                                                                                                                                                    | 号                                                                                                                                                                                                |         |         |    |  |
| 備　　　考                          |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                  |         |         |    |  |

(医療関係機関関係)

# 医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

江 東 区 長 殿

(申請者) 医療機関名  
管 理 者  
所 在 地  
電 話 番 号

印

医療廃棄物等（一般廃棄物）の持込み処理をいたしたく下記のとおり申告いたします。

|             |                                                    |                                               |                                                                                                                                     |                          |              |        |       |
|-------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------|--------|-------|
| 申<br>請<br>欄 | 管理責任者の職氏名                                          |                                               |                                                                                                                                     |                          |              |        |       |
|             | 業 態 及 び 規 模                                        |                                               | ①病院 ②診療所（一般・歯科） ③検査機関 ④その他<br>・国立、公立、私立の別（該当を○で囲んで下さい）・従業員数 人<br>・病床数 床 ・資本金 百万円                                                    |                          |              |        |       |
|             | 発生する一般廃棄物の種類及び排出日量                                 |                                               | 種類                                                                                                                                  | 感染性廃棄物                   | 非感染性廃棄物      | 非医療廃棄物 | 合 計   |
|             |                                                    |                                               |                                                                                                                                     | kg                       | kg           | kg     | kg    |
|             | 上記のうち区の処理施設へ持込を申請する種類及び日量<br>※感染性廃棄物は区の施設に持込みできません |                                               | 種類                                                                                                                                  | 感染性廃棄物<br>非感染性に処理したものに限る | 非感染性廃棄物      | 非医療廃棄物 | 合 計   |
|             |                                                    |                                               |                                                                                                                                     | kg                       | kg           | kg     | kg    |
|             | 感染性廃棄物の前処理方法                                       |                                               | ①焼 却 ②オートクレーブ ③乾熱滅菌 ④煮 沸（15分以上）<br>⑤その他 ※②～⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。                                                |                          |              |        |       |
|             | 持込予定回数及び量                                          |                                               | 1 週間あたり回数 回                                                                                                                         |                          | 1 回あたり持込量 kg |        |       |
|             | 持 込 形 態                                            |                                               | ①自己持込                                                                                                                               |                          | ②委 託         | ①継続持込  | ②一時持込 |
|             | 委<br>託<br>先                                        | 処 理 業 者 名 称<br>代 表 者<br>所 在 地・電話番号<br>許 可 番 号 | 特別区許可 号                                                                                                                             |                          |              |        |       |
| 欄           | 持 込 使 用 台 数<br>持込車両の車両番号                           |                                               | 台 数                                                                                                                                 | 車両番号                     | 車 種          | 積 載 量  |       |
|             |                                                    |                                               |                                                                                                                                     |                          |              |        |       |
|             | 遵 守 事 項                                            |                                               | ①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持込みます。<br>非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。<br>②廃棄物をいれた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。<br>③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。 |                          |              |        |       |

(注) この申告書は医療関係機関が廃棄物を自ら区長の指定する処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に、事前に確認を受けるものです。なお、実際の搬入にあたっては、清掃一組の持込承認を受ける必要があります。

## 医療廃棄物排出状況確認書

様

江 東 区 長

上記の申告について下記のとおり認定いたします。

|             |       |         |         |       |
|-------------|-------|---------|---------|-------|
| 認<br>定<br>欄 | 持込先   | 清掃工場    | 中防埋立処分場 | 最終処分場 |
|             | 認定年月日 | 年 月 日   |         |       |
|             | 有効期間  | 年 月 日 ~ | 年 月 日   |       |
|             | 持込形態  | 自己持込み   | 委託先 ( ) |       |

(医療関係機関関係)

## 医療廃棄物排出状況変更届

年 月 日

江 東 区 長 殿

(申請者) 医療機関名

管 理 者

印

所 在 地

電 話 ( )

年 月 日付で認定を受けた医療廃棄物等（一般廃棄物）の持込みについて、  
下記のとおり委託先を変更しましたので届出いたします。

|                                                  |                        |              |                |
|--------------------------------------------------|------------------------|--------------|----------------|
| 持 込 先<br>認 定 年 月 日<br>有 効 期 間                    | 清掃工場<br>年 月 日<br>年 月 日 | 中央防波堤<br>日 ~ | 最終処分場<br>年 月 日 |
| 変 更 後 の 委 託 先                                    |                        |              |                |
| 処 理 業 者 名 称<br>代 表 者<br>所 在 地・電 話 番 号<br>許 可 番 号 | 特別区許可 号                |              |                |
| 変 更 前 の 委 託 先                                    |                        |              |                |
| 処 理 業 者 名 称<br>所 在 地・電 話 番 号<br>許 可 番 号          | 特別区許可 号                |              |                |

備 考

1 添付書類

- ①医療廃棄物排出状況確認書（写）
- ②医療関係機関との契約書（写）

2 提出部数 2部

※印欄は、記入しないこと。

受 付 欄

※

## 医療廃棄物の処理について

令和 6 年 12 月 20 日

編集発行 江東区清掃事務所  
所在地 東京都江東区潮見 1-29-7  
電 話 03 (3644) 6 2 1 6  
F A X 03 (3699) 9 5 2 0

印刷所 明生 株式会社  
東京都江東区東砂 3-30-8-3 F  
電 話 03 (3646) 0 1 4 4  
印刷物登録番号 (6) 38号